

福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針

第1 指針策定の背景

農業が、将来にわたりその多様な機能を発揮していけるようにするためにには、農業生産のあり方について、環境と調和しつつ、持続的な生産を行うことが可能であるという農業本来の特質を十分生かせるようなものとすることが重要である。

このため、従来から土づくりや化学肥料・農薬の低減を図ってきたところであるが、このような農業生産方式への農業者段階における取り組みはいまだ不十分であり、土づくりの減退、化学肥料や農薬への過度の依存による農地の生産力の低下、営農環境の悪化といった状況や、湖沼や地下水などへの負荷も懸念されているところである。

また、一方では、化学肥料・農薬の使用を控えた農産物等に対する消費者ニーズが高まっている。

このような状況に鑑み、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が施行され、気象条件など自然条件を考慮して適切に区分した地域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、環境と調和のとれた持続的な農業を推進するため、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の普及浸透を図り、これら技術に一体的に取り組む農業者（以下「認定農業者」という。）に対する支援措置を講じることとなったところである。

第2 趣 旨

環境にやさしい農業の推進にあたっては、平成4年10月19日に策定した「福島県環境保全型農業推進指針」に沿って、環境保全型農業の生産現場での理解と取組みを促進する全県的規模の運動の展開や、その実践に必要な技術の確立と普及のための対策等を、総合的に推進してきたところである。

今般、国の法律を受け、将来にわたって農業生産を持続的に行うことができる農業生産方式の導入を推進すべく、同法第3条に基づき、福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定め、これら農業生産方式の導入の促進を図ることとする。

本導入指針は、農業者が目標とすべき作物別、地域別の具体的な生産方式を明らかにするものであり、農業者が法に基づく農業改良資金の対象となるための必要な導入計画の作成及びその認定の前提となるものである。

第3 持続性の高い農業生産方式

持続性の高い農業生産方式とは、生産物の量や質の水準を維持しつつ、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式である。すなわち、土づくりのための有機質資材の施用、肥料の施用及び有害動植物の防除に関する技術のうち土壤の性質を改善する効果が高いもの、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いもの及び化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いもののすべてを用いて行われるものであって、以下の技術をいう。

1 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壤の性質を改善する効果が高い技術

(1) たい肥等有機質資材施用技術

土壤有機物含有量、可吸態窒素含有量その他の土壤の性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であって炭素窒素比がおおむね 10 から 150 の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。

(2) 緑肥作物利用技術

土壤有機物含有量、可吸態窒素含有量その他の土壤の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術をいう。

2 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料を減少させる効果が高い技術

(1) 局所施肥技術

肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術をいう。

(2) 肥効調節型肥料施用技術

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する普通肥料（以下「普通肥料」という。）のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壤中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。

(3) 有機質肥料施用技術

有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。

3 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い技術

(1) 温湯種子消毒技術

種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。

(2) 機械除草技術

有害植物及び畦畔における有害動物の発生を助長する植物を機械的方法により駆除する技術をいう。

(3) 除草用動物利用技術

有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いを行う技術をいう。

(4) 生物農薬利用技術

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 第 2 項の天敵であって、同法第 2 条第 1 項又は第 15 条の 2 第 1 項の登録を受けたものを利用する技術をいう。

(5) 対抗植物利用技術

土壤中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。

(6) 抵抗性品種栽培・台木利用技術

有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。

(7) 天然物質由来農薬利用技術

有効成分が化学的に合成されていない農薬として農林水産大臣が定めるものを利用する技術をいう。

(8) 土壌還元消毒技術

土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。

(9) 热利用土壌消毒技術

土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。

(10) 光利用技術

有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。

(11) 被覆栽培技術

農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。

(12) フェロモン剤利用技術

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であつて、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを使用する技術をいう。

(13) マルチ栽培技術

土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。